



ともに生き運動  
ともに生きる福祉社会づくりをめざして

# “KANAGAWA” 福祉タイムズ

2006 2 No.651

発行日 2006年（平成18年）2月15日  
毎月1回15日発行  
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302  
http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyu/  
編集発行人 米倉孝治  
定価 100円（税・郵送料込）  
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所  
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「人が喜んでくれることが喜び」増藤純さん(写真中央)は、茅ヶ崎市にあるグループホーム「下宿屋」に住んで7年目になり、入社4年目の藤沢の会社に勤めている。人の役に立ちたいと救急法や蘇生の講習会を受け、献血にも協力している。地域にも積極的に関わり、自分でやれることをやっていきたいと話す。「ここにきて良かったのは相談できる相手がいる、一緒に居酒屋にも行く。また、方々の講演会に行つて自分のことを話す機会ができたこと。夢は、いい人がいたら結婚したい」と満面に笑みをたたえて話す。(写真・文 菊地信夫)



## あんどろる

大寒の翌日、我が街「川崎」も銀世界になりました。雪は「三天からの贈り物」。真っ白に変貌した木々の様は何とも壮観でした。

今冬の寒波による豪雪は、昭和三十八年の佐渡の私の家での雪下ろしを思い出します。屋根と同じ高さになるほどに積もり、玄関から公道まで雪の階段を作りました。平屋の家は、雪に囲まれ地下室のようでしたが、二階建ての家が夢だった小学生の私には、その階段がとても嬉しく、家の前の雪壁に穴を掘り「かまくら」を楽しんだりしたものでした。

雪は、そんな昔のことを思い出させてくれましたが、「豪」がつくと「災」も付いてきます。高齢者世帯の雪下ろしなどは日常的なサービスとして提供できないのだろうかなど、豪雪対策を考えたのもこの冬の「豪雪」です。

全国で雪による事故で百人以上の人が亡くなり、屋根から落ちた雪の下敷きになった方もいます。ある放送局で三十キロの雪の塊を屋根から落とす実験をしていました。雪の密度や速度によっても違いますが、落ちた時には一・三トンの衝撃となるそうで、頑丈な木箱が無残に壊れていました。雪と言えども岩石と同じだと、改めて「雪」の恐さを知ることになりました。

川崎市社会福祉協議会福祉部長 土屋加代子

### 目次……………CONTENTS

- 判断能力が十分ではない方を地域で支えるために……2
- 県福祉作文コンクール表彰式開催……………4
- 保育園と幼稚園の総合施設中間まとめ審示される……5
- 認知症高齢者グループホーム外部評価結果を確定……6
- 長寿社会開発センターいきいきはつらつ……………7
- 連載・サービスを生む・育てる(1)……………10・11

# 判断能力が十分ではない方を地域で支えるために 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の利用促進を…

近年、悪徳な訪問販売やリフォーム詐欺など、判断能力が十分ではない高齢者等をターゲットにした犯罪が社会問題になっており、地域で安心して暮らしていくために、どのように支えていくかが課題となっています。

一方、自らの意志を的確に伝えることが困難な方々の社会生活を支える仕組みとして、「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」が制度として創設されております。

そこで、この2つの事業の意義と連携について考えます。

## 判断能力が十分ではない方を

### 支える両制度

平成十二年に施行された社会福祉法により、福祉サービスは「措置」から「契約による利用」へと転換され、今の福祉サービスを考える上での基本となっております。一人ひとりが地域社会において、そして、自立して生活できるようにという理念が定着してきています。

しかし、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの中には、意思能力、判断能力が十分ではない方たちもおり、地域においては、福祉サービスを十分に利用できない方や日常的な金銭管理を一人で行うことが困難な方も増えてきています。

そのような方々への支援は、それまで隣人等の善意により行われてきた経過がありますが、特に金銭管理について、はっきりとした位置付けが無いために、トラブルに巻き込まれるケースもありました。

そういった背景から、「地域福祉権利擁護事業」が、平成十一年十月からスタートしています。

一方、判断能力が十分ではない方々の保護をする制度としては、民法に禁治産者、準禁治産者制度が規定されていましたが、要件が

厳しくなかなか理解しにくいなどの理由により平成十二年に改正され、「成年後見制度」として開始されています。

## 自己決定を前提に社会生活を

### 支える地域福祉権利擁護事業

「地域福祉権利擁護事業」は、判断能力の十分でない人を対象に、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理の支援、通帳・証書等の預かりなどのサービスを、利用者と市町村社協の契約により行うものです。

この事業は、社会福祉法に規定されており、特にホームヘルパーや民生委員児童委員等、関係機関からの期待や関心が高く、本県では県下の市町村社協（横浜・川崎を除く）でサービスを提供しています。

対象者は、判断能力の十分でない方々の自己決定を支援するという位置付けのもと、意思能力、判断能力は不十分であっても「契約締結能力はある」方になります。

また、事業の対象者かどうかを判断する目安としては「契約締結判定ガイドライン」を設けており、また、市町村社協に設置されている、弁護士、精神科医等で構成する契約締結審査会において、客観

## <地域福祉権利擁護事業の対象者>

本事業の契約締結能力	(対象) 認知症高齢者、知的・精神障害者等で (条件) 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが	
	困難である	困難でない
	○ (対象者)	× (対象外)
契約締結能力あり	○ (対象者)	× (対象外)
契約締結能力なし	× (対象外)	× (対象外)

的かつ専門的に審査され、本事業の契約の可否が決定します。

市町村社協には、地域福祉権利擁護事業の「専門員」が配置され、相談は無料で行われます（契約後の諸サービス利用は有料）。福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理の支援にあたっては、専門員の指示を受けた「生活支援員」が利用者宅を訪ね、「サービス提供」を行っています。

この事業を通じて、市町村社協が利用者と関わることで、地域の中での孤立を防ぐという効果があ

ります。相談ケースによっては、消費生活センターや弁護士会などの専門相談機関につなぎ、関係機関と一緒に利用者を支えます。このことで、悪徳な訪問販売やリフォーム詐欺等の被害を未然に防げる可能性が高くなります。

このように、地域福祉権利擁護事業は、利用者の地域における社会生活を支えるシステムづくりの基盤となる事業として取り組まれるものです。

また、市町村社協には、事業を通じて把握された利用者の生活課題等を的確に受け止め、市町村行

政をはじめとした関係機関の他、今後設置される地域包括支援センターなど、さまざまな機関との連携・協働により適切な解決を図っていく役割もあります。

### 法律行為を行う成年後見制度

一方、「成年後見制度」は、判断能力が十分ではない方について、「成年後見人」等が本人の意思や希望などを尊重し、本人の精神、身体状況や生活状況に応じて、法律行為や身上監護（福祉サービスの利用契約やその後のサービス状況のチェック）等を行うことを、

その内容としています。

成年後見人等の選任には、家庭裁判所への審判申立てが必要で、後見人は、本人の判断能力の程度により、「後見」、「保佐」、「補助」の区分があります。

申立ては、基本的に、本人、配偶者、四親等以内の親族等や、その実情を把握しうる立場にある市町村長による申立てが可能となっています。

特に、市町村長申立ては、身寄りの無い方や、親族がいても、様々な事情で適切な申立人が見あたらない場合等において、当事者の権利を守るために必要とされています。しかし、市町村の体制整備等の遅れにより、利用実績が伸びていないことが指摘されています。

そこで、県地域保健福祉課では、制度の普及や市町村長申立てを促進するため、今年度より普及委員会を設置し、その方策や具体的な事業の実施に向けた取り組みをはじめとしています。

### 動向を見守り情報提供に努めます

地域福祉権利擁護事業は、事業開始から、相談件数、利用実績等は着実に増加しています。

利用者は、認知症高齢者が過半数を超えていることから、認知症の進行等により、「判断能力の低

下」、「契約締結能力を喪失」という状態に陥る不安を常に持ち合わせているといえます。

そのため、利用者の状態を定期的に確認し、場合によっては、「成年後見制度」の利用を視野に入れながら支援する必要があります。

このように、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携は、大きな課題の一つとなっています。

両事業における利用ニーズは、今後の高齢化の進展や事業の普及等にあわせ一層高まるものと予想されており、判断能力が十分でない方を地域で支えるためには、両事業の連携のもと、一層利用されやすくし、活用されることが大切

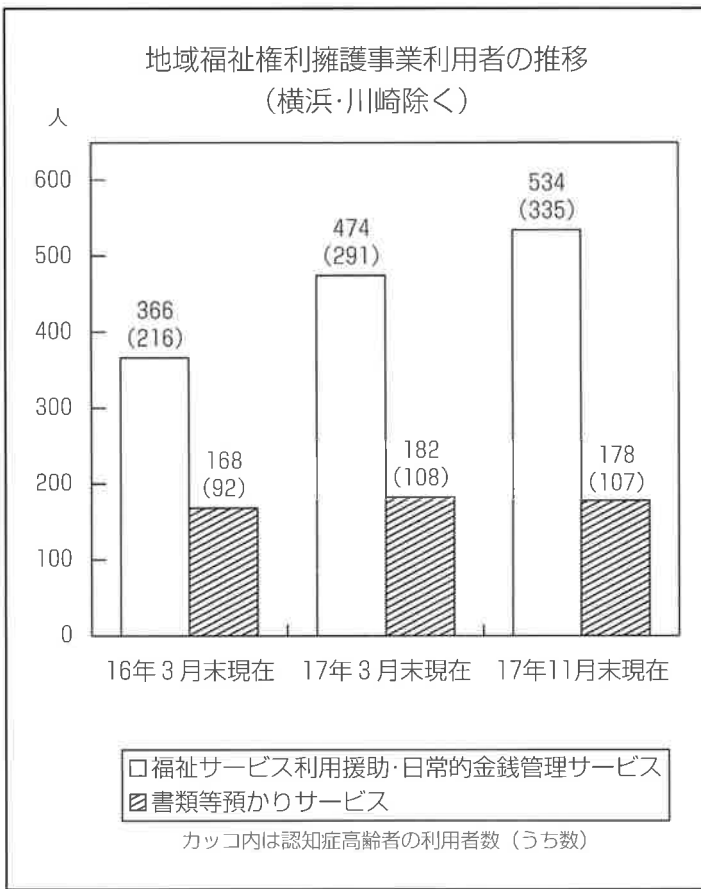
です。

このため、地域福祉権利擁護事業の窓口である市町村社協では、利用者の立場に立って、成年後見制度を正しく理解しておく必要があります。

そこで、本会としては、地域福祉権利擁護事業のより一層の普及と、市町村社協の取り組みに向けての支援を図るため、今後も成年後見制度の動向を把握し、情報提供に努めていきたいと考えています。

（かながわ権利擁護相談センター）

地域福祉権利擁護事業利用者の推移  
(横浜・川崎除く)





「ともに生きる」をテーマにした

## 県福祉作文コンクール 表彰式開催

「第二十九回神奈川県福祉作文コンクール」  
（主催：県社会福祉協議会、県共同募金会、後援：神奈川県、県・市町村教育委員会、NHK横浜放送局、神奈川県新聞社、テレビ神奈川、日揮社会福祉財団）の入選作品が決定し、去る一月二十一日に横浜情報文化センター情文ホールで表彰式が行われました。

県内の小・中学生が対象で、今年は一万余六百二十九篇の応募がありました。地区審査を経て、県審査会による最終審査で、優秀賞一六篇、準優秀賞二十篇、佳作二十篇、合計五十六の作品が選ばれました。

いずれの作品も「ともに生きる」ことを考えた、おもしろいや、優しさに満ち溢れた、すばらしい作品ばかりでした。

本紙では、優秀賞の中から、小学校四年・柴田美奈さんの作文を紹介します。

（ともしび普及課）



表彰式では受賞者に大きな拍手がおくられました



## 優秀賞

神奈川県社会福祉協議会会長賞

### みんながくらしやすい社会に

湘南白百合学園小学校 四年 柴田 美奈

その日、わたしは後悔しました。

「どちらに行くのですか。お手伝いしましょうか。」

と、どうして声をかけられなかったのだろう。

ある駅で、足の不自由な方とそのお母さんが、汗を流しながら必死に階段を下りていたのです。その駅にはエスカレーターもエレベーターもありませんでした。わたしは心の中でお手伝いをしたいと思いましたが、どうしたらいいのかわかりませんでした。

するとその時、外国のお兄さんが階段を下りるのを手伝ってあげたのです。わたしはホットすると同時に、少しびっくりしました。なぜならそのお兄さんは日本語を話していなかったからです。

「ここは日本。日本語を話せるわたしが何を話しているのだろう」と考えさせられました。

この日の出来事で、わたしはお父さんから聞いた「バリアフリー」という言葉を思い出しました。バリアフリーとは、障害を持つ方と持たない方との間にあるかべ（バリア）を取り除いていこう（フリー）という考え方だそうです。

わたしたちの中には二つのバリアがあると思います。一つは、目に見えるバリアです。この日の出来事のように、街には障害を持つ方にとって不自由な仕組みがたくさんあります。そんな不自由な仕組みを変えていくことの大切さをとても身近に感じた一日でした。

もう一つは目に見えないバリアです。それは、わたしが経けんしたように、こまっている方を目の前にした時、どうしたらいいのかわからなくなることです。ゆう気を持って話しかけ、周りの目を気にしないです直にお手伝いができる。あの外国のお兄さんがわたしに教えてくれたのは、そんな心のバリアを取り除くことの大切さだったのです。

わたしたちの社会には、いろいろの方がいっしょにくらしています。目の不自由な方、足の不自由な方、言葉の不自由な方が大変な苦勞をしていると聞きました。わたしは、二つのバリアをなくし、だれもが不自由を感じることなくくらす社会となるよう、小さなことからお手伝いしていこうと心にちかいました。

（原文のまま掲載しています）

### 保育園と幼稚園の総合施設、中間まとめ案 示される

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の平成十八年度からの本格実施に向けて、厚生労働省と文部科学省では、平成十七年四月から総合施設モデル事業を実施してきました。

（各都道府県の希望実施に基づき、全国二十五ヶ所のうち本県は一ヶ所で実施）

この総合施設の設置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成十五年六月閣議決定）で、就学前の教育と保育を一体とした総合施設の設置の検討を十八年度までに行うことが決定されたことと、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」（平成十六年三月閣議決定）における、平成十七年度に試行事業を先行実施することを受けたものです。

去る十二月、この総合施設モデルの中間まとめ案がまとまり、子育て支援事業等を総合施設が取り組むべき必須の機能と位置づけました。

モデル事業は①幼保連携施設型（幼稚園と保育所の連携）②幼稚園型（幼稚園に保育所の機能を追加）③保育所型（保育所に幼稚園の機能を追加）④地方裁量型（無認可施設が機能を果たす）の四類

型で実施されています。総合施設については、いずれの類型の場合でも地域の実情に応じて住民が選択して利用でき、適切・柔軟な対応が可能となるよう一定の指針を策定することが必要である、としています。

具体的には、まず職員資格について、〇～二歳児は保育士資格、三～五歳児については幼稚園教諭と保育士の両方を持つ者が担うことが望ましいとし、しかし、両資格の併有を義務付けず、学級担任には幼稚園教諭、八時間程度利用する子どもの保育担当には保育士資格を求めるとを原則に、一方のみの有資格者の排除をしないよう配慮を求めています。

また、教育や保育の内容については、利用時間の相違などにかかわらず、一貫したカリキュラムが必要であり、子どもの一日の生活リズムや集団生活の経験年数の違いなど、総合施設に固有の事情を盛りこんだガイドラインを策定し、同年齢保育と異年齢保育の両方を、適切に組み合わせる行くことが望ましいとしています。

URL：  
<http://www.mhlw.go.jp/shingij/2005/12/s1209-10.html>

## 読者の声

福祉施設での体験学習

もう二十年前になる高校生の時、夏休みを利用したボランティア体験学習に二年続けて参加しました。これは、市内の高校生を対象に、老人ホームや知的障害者施設に三泊して、色々な体験をさせてもらう内容です。

今思うと、参加一年目の老人ホームや、翌年の障害者施設でもどのように接してよいかかわらず戸惑っていました。お年寄りの「ありがとう」の言葉や、障害のある方と何か一緒にできた時の楽しい笑顔を見て、「人に感謝をされる喜び」や「一緒に笑顔を作る喜び」を体験しました。

もちろんその時も、自己満足ということは自覚していましたが、それでも高校生の私には、そのことが嬉しく、その後もボランティア活動を続けてきて、今では、福祉の仕事に携わっています。

実際に働くようになって、高校生や実習生を受け入れることは大変だということを実感しています

が、私のように、このような体験学習をきっかけに福祉の道へ進んだ人はきっと多いのではないのでしょうか。


しかし、あらためて振り返ってみると、高校生の時のような純粋な気持ちで仕事をしているのか、と自分自身に問いかけることがあります。忙しさにまかして、事務的に仕事をしていないか、利用者のニーズを受け止め、利用者のことを最優先に考えることができているかなど、反省点がたくさん出てきます。

私の原点となったこの体験学習で得たものは、人に何かをして感謝される喜びでした。今は、まだまだ勉強しなければなりません。が、少しでも利用者の方々へ信頼され、多くの笑顔が見られるような仕事をしなくては、と、日々考えています。

（松田有記子）

投稿をお寄せください

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844  
横浜市神奈川区沢渡4-2  
FAX：045-312-6302  
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp  
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

# 県社協のひろば

## 認知症高齢者グループホーム外部評価の 評価結果を確定

本会では、本年度の認知症高齢者グループホーム外部評価事業として、昨年九月から本年二月にかけて約八十事業所の評価に取り組んでいます。

その中からこのたび、九月から十月にかけて訪問調査を実施した、二十二事業所の評価結果を確定しました(表1)。

評価結果は、本会ホームページ並びに、WAMINET等に掲載してまいりますので、ご覧ください。  
(企画課)

(本会URL:本紙一面参照)

(WAMINET URL: <http://www.wam.go.jp/>)

(表1) 平成17年度外部評価受審事業所一覧  
(平成17年度12月20日付確定分)

No	事業所名(所在地)
1	グループホーム 三ツ沢南の丘(神奈川区)
2	サリュール あさひ寺番館(旭区)
3	グループホーム洋光台(磯子区)
4	グループホームあすなろ(港北区)
5	社会福祉法人 ふじ寿か会 高齢者グループホームことぶきの里(緑区)
6	グループホーム朝日のあたる家(都筑区)
7	グループホーム都筑の春(都筑区)
8	グループホーム横浜名瀬・彩り(戸塚区)
9	ミモザ横浜いずみ(泉区)
10	グループホーム友愛(川崎区)
11	川崎大師バナナ園(川崎区)
12	グループホームバナナ園(幸区)
13	グループホーム 第2バナナ園(幸区)
14	グループホーム・のんびりーす(中原区)
15	バナナ園 ほりうち家(中原区)
16	グループホーム ふれんど(横須賀市)
17	グループホーム えん(藤沢市)
18	プライミーよこよこ(相模原市)
19	グループホーム わかくさ(秦野市)
20	グループホーム こゆるぎの家(大磯町)
21	グループホーム かわわの家(二宮町)
22	湯河原温泉ケアセンターそよ風(湯河原町)

## 合格率が過去最低

### 介護支援専門員実務研修受講試験結果

平成十七年十月二十三日(日)、第八回介護支援専門員実務研修受講試験を、相模女子大学、文教大学湘南校舎、明治大学生田校舎の三校を会場に実施いたしました。

受験者は7136人と昨年を58人上回りましたが、合格者は2054人とどまり、合格率は28・8%(昨年は35・5%)と、率では過去最低となりました(表2)。

受験者数の増については、介護保険法施行後、五年が経過し、受験資格要件(実務経験五年以上等)を満たす方が増えたことが考えられます。

職種(保有資格)別の合格者は下表のとおりで、介護福祉士及び介護等業務従事者の比率が増加しています。

なお、合格者に対する実務研修は一月下旬

(表2) 職種(保有資格)別合格状況

職種	合格者数(人)		職種別比率		職種	合格者数(人)		職種別比率	
	17年度	16年度	17年度	16年度		17年度	16年度	17年度	16年度
介護福祉士	898	930	43.7	40.2	作業療法士	17	19	0.8	0.8
看護師	408	500	19.9	21.6	精神保健福祉士	16	11	0.8	0.5
介護等業務従事者	141	113	6.9	4.9	歯科医師	14	8	0.7	0.3
相談援助業務従事者	140	152	6.8	6.6	柔道整復師	8	18	0.4	0.8
社会福祉士	135	137	6.6	5.9	はり師	7	14	0.3	0.6
歯科衛生士	64	100	3.1	4.3	医師	5	8	0.2	0.3
准看護師	47	70	2.3	3	助産師	5	16	0.2	0.7
薬剤師	42	57	2	2.5	言語聴覚士	3	2	0.2	0.1
栄養士(管理栄養士を含む)	35	66	1.7	2.9	きゅう師	2	2	0.1	0.1
理学療法士	23	25	1.1	1.1	義肢装具士	1	1	0.1	0
あん摩マッサージ指圧師	22	31	1.1	1.3	視能訓練士	0	3	0	0.1
保健師	21	30	1	1.3	合計	2,054	2,313	100	100

から、本会かながわ福祉人材研修センター・ウィリング横浜・川崎市在宅福祉公社の三機関で実施しています。

(介護支援専門員実務研修受講試験実施本部)



# パソコン講習会のその後… “同窓生”でフォローアップ

盛んに開催されているパソコン講習会。シニアの方の参加も増えています。しかし、修了後のフォローアップがないことに不満を持つ方も少なくないようです。そこで今回は、講習会修了後に自主的に設立され、フォローアップの活動をしている『パソコン長寿会』についてご紹介します。



公民館や地区センターでは、パソコン講習会が盛んに開催され、多くのシニアの方が参加しています。しかし、講習会修了後も継続してインターネットや電子メールを活用できているかという、なかなかそうではないようです。

「せっかくインターネットの便利さを知ったのに」「電子メールで友達と連絡を取ろうと思ったのに」と思う方もいれば、いざ自宅に戻ってやろうとしても、どうしたらいいかわからず、誰にも聞くことができないので結局あきらめざるを得ないという方。それ以外にも、自宅に戻ると面倒になってパソコンを開かない方や、そもそも自宅には自分が使えるパソコンがない…などの声もよく聞かれます。

\* \* \*

昨年8月、当センターでは、パソコンボランティアとして活躍するシニア世代の方を講師としてご協力いただき、60歳以上の方を対象とした「パソコン初心者講習会」を県内2地区で開催しましたが、やはりそこでも、過去に他のパソコン講座に参加されたことのある方から、同じ様な声が聞かれました。

最終日に、講習会で一緒に学んだことは何かの縁でもありますので、「修了後も共に学びませんか!？」と呼びかけたところ、10名ほどのシニアで自主的に運営する『パソコン長寿会』が

立ち上がることになりました。主にフォローアップを中心とした内容で、常時4～5名が参加しています。講師には交通費程度の謝礼で継続した指導をお願いし、テキストは講習会で使用したものを再利用します。そして月に2回、公共の場を利用して活動しているため、1回千円程度の参加費で賄うことができます。

「講習中は自分のことで精一杯だったが今では互いに教え合えるようになった」「メールアドレスを交換してやり取りをしている」「年末には年賀状づくりに挑戦し孫に送ったら喜ばれた」など、うれしい声もあがっています。また、活動を始めて5ヶ月が経ち、この活動の見学に来る方もいるそうです。

同じ講習会で学んだメンバーですから、ある程度お互いの顔やパソコン操作のレベルもわかっているの、新しい講座に飛び込むより、恥ずかしさや戸惑い、ついていけないかといった不安などが少なくすむようです。

講座の修了生が継続して学び合い、そして仲間づくりをすすめることは、他の講座などでもよくあることです。このように考えると、パソコン講座も、修了後のフォローアップを自主グループの継続した学習活動として行っていくことは可能ではないでしょうか。

## センターからのお知らせ

家族は身近な生きがいづくりの応援者!

団塊の世代の定年退職を間近に控え、退職後の生きがいづくり、地域活動参加への支援が大きな課題と言われています。

そこで当センターでは、身近な応援者であるご家族の方を対象に、夫、父親が定年退職を向かえるにあたり、心構えや、生きがいづくりを進めるポイントなどをご紹介いたします。

■日時：平成十八年三月四日(土) 午後一時から三時まで

■会場：かながわ県民センター 十二階 第二会議室

■内容：講義・実践事例報告

■対象：既に退職、あるいは今後退職される夫や父親がいる家族、および関心のある方

■定員：五十名(先着順)

■申込：二月二十七日(月)までに、電話、ファックス、E-mailにて当センターまで

このページに関するお問い合わせ

かながわ長寿社会開発センター

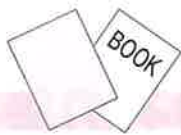
TEL 045-311-8734

FAX 045-312-6302

URL <http://www.nenin.or.jp/kangawa>

E-mail [tyoujyu@jinsyakyu.or.jp](mailto:tyoujyu@jinsyakyu.or.jp)





# 今月の福祉資料室



## 図書

### 読者のために

★介護者のための病  
気と薬がわかる本 (いちはら診療所十  
友愛×デイカル、雲母書房)  
高齢者がかりやすい疾患、よく使わ  
れる薬とその副作用についてわかりや  
すくまとめた一冊。「薬の基礎知識」  
「よく見られる病気と薬」さまざまな  
身体症状と薬」の三部構成。

### 私のおすすめの一冊



ボランティアの時代～  
「共生」の思想を考える  
淑徳大学エクステンションセンター 編

平塚市民生委員 本書は、淑徳大学エ  
児童委員協議会 クステンションセンタ  
会長 金田 和子 ー主催の公開講座「ボ  
ランティアの時代」における講演内容を  
もとに編集されたものである。

辻説法のごとく、ボランティアが拓く  
生き方・言葉がもつ意味・共生と  
ーについて語りかけ、ボランティア活動  
は“人のため”ではなく“自分のため”で  
あり、喜びにつながっていくということに  
気づかされる。また、「ワークショップ  
の方法」等、すぐに実践  
に活かすことができる内容  
となっているなど、現場  
や市民の「ハウツーもの」  
を念頭において、わかり  
やすく編集されている。今  
の自分を再発見でき、新  
しい発見と創造・元気を  
くれる一冊である。



2003年4月刊  
中央法規  
定価2,520円(税込)

- ★民生委員・児童委員の自己研修テキスト  
トク相談・支援の効果的な進め方 (松藤  
和生・宮内克代、エイデル研究所)
- ★介護保険制度とは・・・改訂第8版  
2006年度施行の法改正に対応 (藤井  
賢一郎、東京都社協)
- ★福祉事務所運営論 (宇山勝儀、ミネル  
ヴァ書房)
- ★きちんと感染管理し介護職員のための  
ケア書

## 資料

★高齢者デイサービス  
通所介護計画(個別支援計画)ハンド  
ブック (東京都社協)  
平成12年に刊行した「通所介護アセス  
メント・個別援助計画表」記入マニユ  
アルを改訂・増補し、通所介護計画作  
成のために必要なアセスメントの過程  
と視点等を明らかにしたものである。

- ★生活視点の高齢者施設 新世代の空間  
デザイン②実務編「新訂版 老人保健福  
祉施設建設マニュアル」(社)シルバーサ  
ビス振興会・(社)日本医療福祉建築協会、  
中央法規)
- ★よくわかる養護原理 (山縣文治・林浩  
康、ミネルヴァ書房)
- ★宅老所・グループホーム白書2006  
(小規模多機能ホーム研究会、CLC)

### 「福祉資料室」をご利用ください!

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等  
のサービスを行っています。

- ◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年  
末年始等を除く)の9時～17時
- ◆問合せ：☎045-311-8865  
FAX045-313-9341
- ◆インターネットでの資料検索  
[http://www.progress.co.jp/members/  
jinsyakyo/tosyo/](http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/)  
～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください!～

- ★東京都配偶者暴力対策基本計画(中間  
のまとめ)(東京都生活文化局)
- ★介護サービス従事者の研修体系のあり  
方に関する研究第二次中間まとめ  
キャリア開発支援システムの研修カリ  
キュラムについて(全社協)
- ★市町村保育行政及び公立保育所の運営  
に係る実態調査報告書(全社協)
- ★障害者のIT活用支援の在り方に関  
する研究会報告書(総務省)
- ★障害児の「医療・福祉・教育の手引き(福  
祉制度編) (福)日本肢体不自由児協会)
- ★特養入所者の経年変化に関する調査研  
究報告書「全国老人福祉施設協議会総研  
報告書3号」(全国老人福祉施設協議会)
- ★支援者のためのマニュアルDVDと子  
ども家庭という密室での暴力(助女性  
のためのアジア平和国民基金(アジア女  
性基金))

## 今月のいちおし クリック!

「(社)成年後見センター・リーガルサポート」の

ホームページをご紹介します

日常生活を営むにあたり、私たちは様々な契約を前提とし  
た社会に生きています。しかし、契約することについて判断  
能力が不十分では不利益を被ってしまいます。

このホームページは不利益を被らないためにある成年後見  
制度の解説をはじめ、法律面や生活面で支援する制度を紹介  
しています。



<http://www.legal-support.or.jp/>



**音楽フェスティバル「愛・それは...」  
パート26の開催**

障害者と健常者が音楽を通して交流し、障害者の自立を支援するとともに、障害者福祉への理解を深めることを目的に開催します。(入場料、無料)

◇内容Ⅱオカリナ演奏(本城泰治と鶴見オカリナ合奏団)・ゲストグループ「ねんど」の演奏・オリジナル優秀作品の発表・バザー(地域作業所の自主製品)・フリーマーケット

◇日時Ⅱ3月5日(日)13時開演、15時30分終演

◇会場Ⅱ南区公会堂

◇問合せ先Ⅱ地域作業所あい(担当:木村)  
☎045-714-3669

**【編】横浜ののちの電話「春の映画」**

◇内容Ⅱ社会福祉法人横浜いのちの電話では、24時間休まずに人々の悩みや不安を聴き、心の危機を支えるボランティア活動を、広く市民の方に知ってもらいための普及活動として、映画鑑賞会を開催します。

◇日時Ⅱ3月10日(金)※上映時間(1回目)午後2時(2回目)午後6時30分

◇上映映画Ⅱ「オペラ座の怪人」

◇会場Ⅱ横浜関内ホール

◇入場料Ⅱ(前売り券)千円、(当日券)千二百円(全席自由)

◇問合せ先Ⅱ横浜いのちの電話事務局

☎045-333-6163 (月)~(金)午前9時~午後5時

**障害に関する正しい知識の普及啓発事業**

◇内容Ⅱ災害時に障害者が直面する困難や防災対策を学び、日頃から心がけておく準備や災害時支援活動に必要な知識を共有することを目的に開催します。

◇講演テーマⅡ「災害(新潟中越地震)を体験して」(講師:新潟県障害者社会参加推進センター加盟団体)

◇日時Ⅱ3月9日(木)13時30分~16時

◇会場Ⅱ茅ヶ崎市役所分庁舎6階コミュニケーションホール

◇参加対象Ⅱ障害者及びその家族、障害施設関係者、民生委員等(参加費無料)

◇〆切りⅡ2月28日(火)

◇問合せⅡ神奈川県障害者社会参加推進センター(財)神奈川県身体障害者連合会  
担当:渋谷

☎045-311-8736  
FAX 045-316-6860

**精神障害者家族教室**

精神障害者の自立や社会参加等を効果的に促進するため、現場での実践等の報告をとおしてより理解を深めるために、県内の二会場で開催します。

【厚木会場】

◇内容Ⅱ講演:「総合失調症、私が多くの患者さんから学ばせていただいたこと」(東洋大学ライフデザイン学部教授・白石弘巳氏)

◇日時Ⅱ3月20日(月)14時~16時

◇会場Ⅱ厚木市総合福祉センターホール

【藤沢会場】

◇内容Ⅱ講演:「ひきこもり家族へのメッセージ」ひきこもりの医療現場から見えてきたもの(北の丸クリニック所長・精神科医、倉本英彦氏)

◇日時Ⅱ3月23日(木)13時30分~15時30分

◇会場Ⅱ藤沢産業センター8階情報ラウンジ

◇参加対象・定員Ⅱ両会場とも、精神障害者の家族、障害者の社会参加推進事業に携わる方(参加費は無料、各会場100人)

◇〆切りⅡ3月10日(金)(申し込みの際は会場名を明記)

◇問合せⅡ神奈川県障害者社会参加推進センター(財)神奈川県身体障害者連合会  
担当:渋谷

☎045-311-8736  
FAX 045-316-6860

**寄付金品ありがとうございました**

【一般寄付金】▽神奈川県大衆音楽協会▽日本農産工業株式会社▽脇隆志▽田中良平▽広瀬公子(ともしび基金)▽喜久の湯▽富士シティオ(株)FUJI倉見店▽総合病院衣笠病院▽(南)高野湯▽U.F.J.ニコス(株)町田支店・横浜支店▽第二教育センターともしびショップ(光友会)▽もうてっろーゼン港南台店▽木ノ花会▽石形会▽ダンデリヨン▽下地早紀▽菅井良幸▽アイウエオ▽太田雄造▽佐藤正平 (計:二〇一、二八八円)

【寄付物品】▽神奈川県定年間題研究会▽神奈川県SGGクラブ▽三菱地所株式会社▽三井物産株式会社▽マハマウス株式会社▽財団法人紫雲会横浜病院▽大塚隆事務所▽藤井博子▽植村よし子 (敬称略)

RISO  
オルフィス  
HC5000



リソグラフ正規代理店  
**株式会社八雲堂**

1枚用A7  
カラー2.5  
円 毎分10  
5枚の高速  
フルカラー  
プリンター

リソグラフ2570  
横浜市磯子区  
洋光台6-20-6  
TEL045-833-5172

**神奈川県福祉研究会**  
(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)  
同 桑江 郁男(☎045-402-4433)  
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)  
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)  
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)  
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

**NTTファミリアス**

福祉施設づくりに、  
私どもが誠意を持って  
お手伝い致します。

東京都港区芝浦3-4-1  
☎0120-72-73-74  
E-mail: info@ntt-f.co.jp  
http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm